

## 熊本地震と 法学の役割

大日方信春 熊本大学教授

[第4回]

### 私有財産制のコスト

——土地収用の現場から

法学セミナー  
2017/10/no.753

#### はじめに

[1] 熊本地震発生時から現在までの熊本県公共事業の状況

熊本県ウェブページからダウンロードした手許の資料には、土地収用にかかる「収用裁決」申請件数について、つぎのような数字が記載されている。6件（平成24年度）、3件（平成25年度）、1件（平成26年度）、2件（平成27年度）、11件（平成28年度）<sup>1)</sup>。過去5年間の裁決申請状況を示したこの数字において、平成28年度が顕著であるのは、通常の計画的な公共事業の他に、平成24年7月九州北部豪雨災害を受けて採択された白川河川激甚災害対策特別緊急事業<sup>2)</sup>を受けてなされた土地収用裁決申請がぐわわっているためである<sup>3)</sup>。

「平成28年熊本地震」は、熊本県の公共事業との関係ではこうした状況のなかでの災害であった。上の「激特指定」を受けた白川改修事業がなお継続中のなか、熊本県では益城町における「県道熊本高森線（都市計画道路益城中央線）の4車線化」に象徴されるように、昨年の被災からの復旧、復興のための公共事業が始まっている。

[2] 日弁連アンケートから

日本弁護士連合会（日弁連）は、2015年9月に、東日本大震災で被災した東北3県の37の自治体を対象に当時憲法改正の主要テーマとされていた「緊急事態条項」の必要性をめぐるアンケートを実施している（24自治体回答）。そのなかの災害対応で「憲法が障害になった」の質問に「障害となった」と回答

した自治体は1自治体にとどまったと報告されている。ただ「障害となった」理由は、震災後の瓦礫の取扱い、すなわち財産権に関するものであったとのことである<sup>4)</sup>。また、毎日新聞でも2016年4月に同様の調査が行われており（42自治体対象、37自治体回答）、ここでも「財産権が発災初動期・復旧復興期に大きなハードルとなっている」という回答が僅かではあるが見られたとのことである<sup>5)</sup>。

私有財産の保障は、自由主義国家において、重大な意義をもっている。なぜなら、他人のものから自分のものを分かつこと、すなわち、財産を承認しあうことは、個々人の保護領域を画定する第一段階であるからである<sup>6)</sup>。したがって、財産権の規定は「個人」を定義する最初的手段なのである<sup>7)</sup>。こうした財産権は、近代市民社会法の範例としての地位にあるフランス民法典以降、「所有権の絶対」思想の下に置かれてきている。それはときに公共事業を行う実務レベルでも影響をもっているようである。

[3] 本稿の関心

ところで、著者は、2010年8月に熊本県収用委員会委員に就任して以来、公共事業に関する用地取得業務の実際にふれてきた。そのなかで同業務について些か疑問を抱いてきたことがある。「私有財産が保障され過ぎているのではなからうか」。

もちろん、この疑問は、現に住居、店舗等の利用に供されている土地についてのものではない。現に生活の基点となり、生活の糧を生み出している土地を公共事業に用いざるを得ない場合には、地権者、関係人に対する真摯な説明と「正当な補償」をもつ

て遇すべきである。ところが、公共事業は、往々にして、土地所有者が不明、相続関係が未処理、多数共有の土地等を用いてなされることがある。それは、一般的には、できるだけ所有者が現に活用している土地を避けての事業展開が望まれるところであるからである。ところが、ときにそのことが、公共事業の効率的な実現の足枷となっていることがある。その用地は「一体、誰のものなのか」。その調査のためには、膨大な「行政コスト」がかけられている。

本稿は「平成28年熊本地震」が生じさせた法学的・政治学的問題の処方箋を熊本大学法学部のファカルティが連載する企画のうちに位置づけられている。本稿執筆の切っ掛けはその責めを果たすことである。ただ、本稿の関心は、震災の復旧・復興のためのものを超え、より一般的な公共事業に関する用地取得の「コスト」に向けられている。それは、これからも遂行されていく「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）においても無視できない課題であろうからである。

## 1 私有財産制のコスト

### [1] 財産権の社会化禁止

有形、無形の経済的、金銭的価値あるもの一般を「財産」といい、この財産を目的とする法的利益のことを「財産権」という<sup>8)</sup>。わたしがわたしの所有する財産について、その用途を排他的に決定してよい状態のことを「私的所有（私有）」というが、この私的所有の保障は、自由な国家において重要な意義をもってきた<sup>9)</sup>。日本国憲法は、このことを背景に財産権の社会化を禁止している。

私有財産（各人がもつ経済的〔金銭的〕価値あるもの）に対する権利を、国家が権力的に剥奪し国有とすること又は他者に移転することを「私有財産の社会化」という。ただし、財産権の不可侵を謳う近代立憲主義憲法典も、国家の公用収用権は留保しているのが通例である（よく人口に膾炙される例として、参照、ヴァイマル憲法153条2項）。日本国憲法29条1項は「財産権は、これを侵してはならない」という。これをうけて同条3項は「私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用ひることができる」と定めている。この二条項は、近代法にいう「財産権の絶対」思想に忠実な規定であるといえよう。なぜなら、この二条項の関係は、財産権の絶対を謳う

（1項）とともに例外的な公用収用（3項）について定めている、とみることができるからである<sup>10)</sup>。この二条項にくわえて官権的だった土地収用制度を民主的なものに改めるための現行土地収用法（昭26法219）の理念は、当初設けられていた「法定協議制度」に象徴されている。昭和42年改正前土地収用法には、公共用地を取得するにあたって、起業者には、裁決申請にあたって、事前に必ず被収用者と協議すべきことが定められていたのである。日本国憲法下、権利収用に関する「憲法的規律」は、こうして一方的な「財産権の社会化」を禁止する規範を内包しているのである。

### [2] 任意交渉中心主義

公共用地の取得にあたっては、起業者は土地所有者、関係人と協議をしなければならないという法原則を「任意交渉中心主義」と呼ぼう。日本国憲法下における土地収用制度は、近代的所有権論を淵源にもつ私有財産制に由来する「任意交渉中心主義」を採用していると理解できると思われる。

ところで、公共事業の起業者は、土地所有者、関係人と一切の任意交渉をすることなく、特定財産を強制的に取得する「公用収用」及び特定財産の使用を制限する「公用制限」の裁決を収用委員会に申請することができるであろうか。この間については、昭和42年の土地収用法改正において上述の「法定協議制度」が廃止されているだけに、起業者は権利者等と一切の任意交渉をせずとも裁決申請できるとする見解もある<sup>11)</sup>。ただし、土地収用実務における典拠「小澤逐条」<sup>12)</sup>によると、収用とは、権利者の意思に反する権利の取得又は消滅をいうことにくわえて、土地収用法にも、あっ旋、和解及び協議の確認という任意取得を推奨する制度が置かれていることを理由に、任意交渉のない段階での起業者による裁決申請の可否については消極に解すべきである、とされている<sup>13)</sup>。また、後述する「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」にふされた衆議院復興特別委員会による「委員会決議」も、同法の適用のない用地取得については任意交渉を行うことが必須のものとして運用を前提としたものであると解される部分があることからすると、公共用地の取得に関する一般的状況下においては、なお「任意交渉中心主義」が法令上の要請であると解するべきであろう。

ただし、ここには大きなコストが潜んでいる。私有財産制の下、わが国では公共事業の起業者に同事業において何れかの者の財産権を剥奪する必要がある場合には、原則として、同土地の所有者、関係人との間で任意の交渉の下での権利取得を求めている。ということは、公共用地の取得にあたっては、まずは、同地の所有者、関係人を特定し、それらの権利関係を確定させたあと、各人と「真摯な交渉」が要求されることになるのである。

## 2 収用裁決申請にあたって

### [1] 総説

公共事業の用地取得にあたって、土地所有者からの同意が得られない場合などに、権利者等の意思に反してでも強制的に土地等を取得させる制度のことを「土地収用制度」という。土地収用法は、起業者と権利者との間で任意交渉による権利取得、移転が困難な場合には、収用委員会による裁決によって起業者に権利取得させることを認めている。

ここにある「収用委員会」とは、起業者による権利取得等の裁決申請があった場合に、同権利の収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする合議制行政機関である。同委員会は、都道府県知事の所轄<sup>14)</sup>の下におかれるものの、起業者をはじめ特定の政治集団や利益集団等第三者からの影響をうけることなく職務遂行する講学上の行政委員会である<sup>15)</sup>。

ところで、起業者は、事業用地の取得にあたり権利者等との交渉が不調であった場合には、上の収用委員会に収用裁決の申請を行うことになる。本節では、この任意交渉の場面に潜む「行政コスト」を実際の交渉記録等を追う中で見ておこうと思う。

### [2] 用地協議の経緯から

〔事案A〕土地登記名義人(亡)A関係の戸籍の一部が不存在であったため、相続人全員を確定することができなかった(判明した相続人はBを含む67名)。

なお、起業者による現地の測量・調査時に、(亡)Aの相続人以外に同地の所有権を主張していた(亡)Cの相続人Dの存在が明らかになった。しかし、同者が所有権を主張する論拠とされた売渡書も、土地の売買が行われたことを確証できる書面ではなかった。

起業者は、土地所有者及び相続人を確定できなかったため裁決申請書の土地所有者及び関係人の氏名

及び住所欄について「土地所有者不明、ただし、登記名義人(亡)A 相続人不明 ただし、判明している相続人B 外66名」又は「(亡)C相続人D」として裁決を申請した<sup>16)</sup>。

なお、収用委員会の裁決における損失補償の金額は、収用する土地につき87,000円あまり。かりに登記名義人の法定相続人67名がこの額を分割するとなれば、その額が低額であることはあきらかであろう<sup>17)</sup>。

〔事案B〕起業者は、土地登記名義人(亡)Aの法定相続人との交渉を円滑にしようとBを代表相続人として同者との交渉を進めようとした。しかし、さまざまな理由によりBを代表相続人とすることについてはできなかった。そこで、起業者は、代表相続人を決めて同者と契約するという手法を改め、全相続人の58名とそれぞれ法定相続分で契約することにして、全相続人に対して接触を行うこととした。

しかし、各相続人と個々の協議を開始したところ、58名の相続人の中には、見たこともない土地や、聞いたこともない遠い親戚の話であること、法定相続分が少なく補償額が少額であることなどの理由により、用地取得についてすべての相続人からの同意を得ることは極めて困難な状況であった。そこで、起業者は収用裁決申請に至っている。

本件における土地所有者の数は上記のように58名、損失補償額は総額45,000円あまり、最少額は26円(持分126,000分の70)、最高額でも9,195円(持分126,000分の25,200)。起業者提出の「用地協議経緯」には「印鑑登録証明書を取りに行く交通費がかかり、補償額に見合わないので、権利を放棄したい」旨が「協議内容等」の欄に記載されている相続人もいた<sup>18)</sup>。

### [3] 裁決申請時のコスト

事業計画反対や補償額不満などを除き、起業者が収用裁決を申請する理由としては、大きく分けて、①所有者不明、②相続未処理、③権利が多数共有の場合となっている。上の[A]は事業用地の所有者が不明であり、また、相続関係も未処理の事例であった。また[B]は事業地が多数共有の土地であり、58名のうち少なくとも19名からはその余りにも少額な補償金から法定相続持分での任意取得契約の承諾を得られていない事案である。

ところで、上の2事案で取用しようとした土地の地目はいずれも公簿、現況とも「山林」であり、現地調査においては、現に何らかの用途で利活用されているとは思えない状態のものであった。もちろん、だからといって安易に国有化されてよいものではない。ただ、憲法の保障する私有財産制は、これほどまでに非効率な行政運営を強いるものなのであろうか。私有財産制がその核として保護しようとしているのは、生活の基盤として現に利活用されている私有財産であり、そこから離れるものについては、法律による合理的な制約が許されると解されてよいのではなからうか。

### 3 私有財産制の特別な制限

近代的所有権論が唱えられて以降、「所有権の絶対性」が説かれることがある。とはいえ、このように強い保障をうけてきた私有財産ではあるが、日本国憲法下においてもある種の「例外状況」においては、特別な法律を制定することで、その保障を相対化することが許されていると見ることができる事例がある。本節の論述から財産権の相対性を語るための導きの糸を得たい。

#### [1] 占領下における農地改革

昭和21年公布施行の自作農創設特別措置法(昭21法43)は、連合国最高司令官指令411号(SCAPIN-411)「農地改革に関する覚書」に基づいて行われた農地買収の根拠法である。自創法のエッセンスは、同法3条に規定された農地(不在地主の小作地等)を政府が安価で買い上げ、同16条に規定された同地を実際に耕作していた者等に売り渡すというものである。この法律の目的は、同法1条の規定によると「耕作者の地位を安定し、その労働の成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ広汎に創設し、又、土地の農業上の利用を増進し、以て農業生産力の発展と農村における民主的傾向の促進を図ること」であるとされている。これは一種の「私有農地の社会化」であるともいえるであろう。

さて、同法に関しては、上の自作農創設政策が政府買収地を特定の者に売り渡すことを予定してなされたものであることが私有財産を「公共のために用ひる」ことに該当するの否か<sup>19)</sup>、及び、買収対価(6条3項)が「正当な補償」にあたるの否かについて<sup>20)</sup>、それぞれ法廷で争われている。ただ、本

稿は、自創法に基づく買収は占領下における特殊状況においてのみ許されるとしている昭和29年大法廷判決に付された井上登=岩松三郎意見に注目したい。同意見は、かりに自創法の如き無理な買収がくり返されるなら「同条〔憲法29条〕1項の保障は大なる危殆にひんする<sup>21)</sup>と警告している。

ひるがえって、本稿の関心に引きつけると、自創法による農地買収は、一定の「例外状況」においては法律を制定することで、財産権を相対化する政策を実施したことがある事例として理解することができる。

#### [2] 公共用地の取得に関する特別措置法における緊急裁決

土地収用法は、起業者に原則として権利取得時期前の補償金の支払を要求している(収用95条)。したがって、収用委員会の裁決手続においては、公共事業のために収用等しようとする土地の所有者を確定させると同時に、土地等の権利者に対する補償金の額を決定しておく必要がある。

ところで、わが国では、昭和30年代から急速な経済成長が起こった。それに伴い土地需要が逼迫し地価が急騰したため、土地収用法によっては収用手続が長期化する事例が頻発していたようである。こうした状況に対応しようとしたのが「公共用地の取得に関する特別措置法」(昭36法150)である。本法は「特定公共事業」(2条)に掲記された高速自動車国道(1号)、幹線鉄道(2号)、拠点空港(3号)等の事業であって「公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得」について、土地収用法の特例等を定めたものである。そして、本法で設営された「緊急裁決制度」(20条)は「同法のコルをなす制度<sup>22)</sup>であるといわれている。

この緊急裁決制度とは、特定公共事業に係る明渡裁決が遅延することによって同事業の施行に支障をきたすおそれがある場合においては、損失の補償に関する事項(参照、収用48条1項、同49条1項各号)でまだ審理を尽くしていないものがある場合でも、収用委員会に収用又は使用の裁決をすることを許すものである(公共用地取得特措法20条)。そのさいの裁決においては、確定補償額を定めることは必要とされず、概算見積りによる仮補償金を定めれば足りるとされているのである(同21条)。

同制度は、土地収用法の「補償金事前支払原則」に反するものと評価することができる<sup>23)</sup>。しかし、一定の「例外状況」においては、本則の特例を法律で定めることで、つよい私有財産制から演繹される原則を相対化できると見ることもできよう。

### [3] 復興整備事業のための用地取得の迅速化

平成26年4月23日、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（平26法32）が成立し、同年5月1日に公布・施行されている。本法は、復興のためのまちづくりが本格化していくことに伴い予想される用地取得の困難に対応するためのものであると評価できる。その困難というのは、復興に伴い同時期に多数の公共事業が集中することが予想されるなか、その用地については、所有者不明、相続未処理、多数共有の土地等が含まれていることから生じるものである。

本法の目的を一言でいうなら、それは「土地収用手続の迅速化」である。本法を解説する記事<sup>24)</sup>にも、事業認定の迅速化の法定（73条の2）、裁決申請に必要な添付書類の省略（73条の3）など、用地取得の迅速化を目指すことを求めた法規定がとり上げられている。また、本稿がとくに注目したのは、同法に附された衆議院復興特別委員会による委員会決議<sup>25)</sup>である。同決議では東日本大震災の被災地における復旧、復興のための用地取得においては、任意交渉を行うことを必須の前提とする運用は行わなくてよいとしている。こうした運用に呼応して「不明裁決申請」に係る権利者調査義務も、登記簿、戸籍、住民票等の公簿で確認できる範囲で足りるとするような運用が望ましい旨、通知されている<sup>26)</sup>。

こうして、特別区域においてはであるが、公用収用、公用制限における「憲法的規律」が求めている「任意交渉中心主義」も、特別の法律の制定により相対化されているのである。

## おわりに

### [1] 所有者不明の土地

法務省は、本年6月6日、長年にわたって相続登記されないまま放置されている土地の実態を把握するための初調査の結果を公表している。それによると、最後の登記から50年以上経過し所有者が不明になっている可能性がある土地の割合は全国平均で22.4%。用途別では田畑は22.8%、山林は実に31.2

%であるという<sup>27)</sup>。

ところが、こうした土地でもいざ公共事業用地として選定されると、現行の国土利用に関する一般法である土地収用法によれば、起業者は、原則として補償金を受けるべき土地所有者等の氏名及び住所を明らかにするための調査が必要になる（参照、収用48条4項、同49条2項）。本稿が指摘してきた公用収用、公用制限における「憲法的規律」からすると、権利者、関係人との間でまずは任意での交渉を前置すべきであるからである。ただ、それには膨大な「行政コスト」が予想されるところでもある。

### [2] 休眠土地活用法の可能性

上のような所有者不明の土地あるいは相続登記がなされないまま管理が事実上放置されているような土地のことを「休眠土地」と呼ぼう。これらはいざ公共事業の用地とされた場合には、その取得手続に膨大な「行政コスト」の支払を求められることが予想される土地である。

ところで、この「休眠土地」であるが、同地は一般的には現状において誰かの生活の基盤とはなっていない。さらに、書面上の調査では、その所有関係でさえ明確ではないものである。かりに将来この土地が公共事業用地として選定される場合には、起業者の簡易取得がなるような法整備の必要があるのではなかろうか。紙幅の都合でこれ以上の検討はできないが、たとえば、東日本大震災からの復興用地の確保に特例措置を設けようと「日弁連意見書」で提示された「補償見積額予納制度」<sup>28)</sup>の一般法制度化、法務省による上の調査をうけて識者により提示された土地の「簡易放棄制度」<sup>29)</sup>の創設などどうであろうか<sup>30)</sup>。任意取得中心主義を見直す規定も要請されるところである。

第192回臨時国会は、10年以上資金移動のない預金について「休眠預金法」<sup>31)</sup>を成立させている。この法律に着想を得た「休眠土地活用法」の制定を提案して本稿を閉じようと思う。ただし、これは「所有権の絶対」思想を基盤にもつ憲法上の私有財産制にコペルニクスの転回をもたらす法制度であるかもしれない。

1) 参照、熊本県ウェブページ「収用裁決について」（[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_8682.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_8682.html)）【最終閲覧2017年8月15日】。

- 2) 実際には黒川河川激甚災害対策特別緊急事業の指定もなされている。ただ、同事業の下では今のところ土地収用案件は発生していない。
- 3) 平成28年度に熊本県収用委員会に裁決申請された11件の内訳は、一般国道や高速自動車国道の改築工事等が6件、白川改修工事関係が5件である。
- 4) 参照、日本弁護士連合会「シンポジウム 大規模災害と法制度——災害関連法規の課題、憲法の緊急事態条項——記録集」76頁。
- 5) 参照、毎日新聞ウェブサイト (<https://mainichi.jp/articles/20160430/k00/00m/040/106000c>)【最終閲覧2017年8月15日】。
- 6) 参照、阪本昌成『憲法理論Ⅲ』（成文堂、1995年）246頁。
- 7) 参照、J. M. ブキャナン（加藤寛監訳）『自由の限界：人間と制度の経済学』（秀潤社、1977年）24頁。
- 8) 参照、大日方信春『憲法Ⅱ 基本権論』（有信堂高文社、2014年）242頁。
- 9) 参照、阪本・前掲注6）書248-249頁。
- 10) 参照、渡辺康行ほか『憲法Ⅰ 基本権』（日本評論社、2016年）340頁〔宍戸常寿執筆〕。
- 11) 現に、国土交通省総合政策局総務課編『土地収用法実務提要〔質疑応答編〕』（第一法規、1995年）2602頁には「任意交渉は土地収用法において収用裁決の申請の要件とはされて〔いない〕」との記載がみられる。
- 12) 小澤道一『逐条解説土地収用法 上〔第三次改訂版〕』（ぎょうせい、2012年）。
- 13) 同書532頁。また、同書は収用委員会が裁決を却下すべき事由を定めた土地収用法47条の注釈において「起業者が一切の任意交渉をしないという事情は、原則として却下事由に該当すると解する」としている。ただし、同書も反対の見解として注11) に示した国交省編集の実務書の参照を求めている。
- 14) 「所轄」というのは「管理」や「監督」とは異なり、強い独立性を有する機関が形式的に他の機関の下にあることを指す言葉として用いられている。参照、小澤・前掲注12）書745頁。収用委員会は、起業者にも権利者にも偏らない立場で収用裁決する行政機関である。
- 15) 収用委員会の設置及び独立性について、参照、土地収用法51条。組織及び委員について、参照、同52条。
- 16) 土地所有者不明の事案としては、起業者が土地登記記録、法人登記記録、旧土地台帳等を調査しても、土地登記記録に記載の所有者である法人の存在が不明であったために土地所有者を確知することができなかった例もある。なお、土地収用法施行規則17条第2項イには裁決申請書の添付書類について「起業者が過失なく知ることができないものがあるときは、過失がないことを証明しなければならない」とある。
- 17) なお、本件は土地登記名義人の戸籍が不完全な事例であったため、かりに同者の法定相続人が権利者として確定した場合であっても、その相続関係については未確定の事案であった。
- 18) 法定持分契約には印鑑証明書の添付が必要。その発行料は熊本市の場合は1通300円である。
- 19) 参照、最二小判昭29・1・22民集8巻1号225頁〔自作農創設特別措置法事件〕。
- 20) 参照、最大判昭28・12・23民集7巻13号1523頁〔農地改革事件〕。
- 21) 民集7巻13号1537頁。
- 22) 小澤・前掲注12) 書18頁。なお「公共用地取得特措法」については、川島博編著『解説公共用地取得特別措置法』（全国加除法令出版、1962年）で概説されている。
- 23) もっとも、憲法29条3項は、補償時期まで具体的な要求をするものではないと思われる。実際、最大判昭24・7・13刑集3巻8号1286頁も29条3項は「補償の時期についてはすこしも言明していない」と述べている。
- 24) 生野正和「法令解説」時の法令1962号（2014年）30頁以下。
- 25) 参照、衆議院復興特別委員会決議「東日本大震災の被災地における復興整備事業の用地取得の更なる迅速化に関する件」（平成26年4月16日）。
- 26) 国土交通省総合政策局総務課長発「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドラインについて」（平成26年5月23日国総収第14号）。
- 27) 参照、朝日新聞2017年6月7日「所有者不明の土地2割か」。
- 28) 参照、日本弁護士連合会「復興事業用地の確保に係る特例措置を求める意見書」（2014年3月19日）。そこでは、いわゆる事業認定後、第三者機関（行政委員会等）が決定した補償見積額の予納を条件に、事業者が権利取得前の事業着工を認める制度が提案されている。本稿は、この適用範囲を「休眠土地」に一般化してはどうかと提案するものである。
- 29) 参照、「『負資産』のゆくえ」朝日新聞2017年6月7日〔田處博之〕。わが国で土地が放棄できるか否かについては、参照、田處博之「土地所有権は放棄できるか——ドイツ法を参考に」論究ジュリスト15号（2015年）81頁以下。民法学説の多数派は土地放棄は一般論としては容認するようだが、法律上は明確ではないようである。
- 30) なお、熊本県作成の「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望」（平成29年6月）にも「所有者不明等の土地の取得に係る特例制度の創設」が提案・要望されている（41頁）。そこには、所有者や相続関係が不明確な土地等が多数存在していることが、震災からの復旧、復興事業の足枷となっている様子が記されている。
- 31) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平28法101）。

【付記】熊本県土木部用地対策課（収用委員会事務局）のご協力をいただき本稿は成りました。とくに倉永敬三参事には熊本県における公共事業の状況をはじめ収用裁決申請に関する資料の解説等をしていただきました。ここに記して感謝もうしあげます。ただし、本稿は、その誤謬も含めて、著者の責めに帰します。熊本県収用委員会及び同事務局の見解ではないことは改めてここに記しておきます。

（おびなた・のぶはる）